

「三木市墓地等の経営の許可に関する条例」の改正について、あなたの意見を聞かせてください

三木市の自然を守り、本当かどうかわからない話や間違った情報などで、農作物（米や麦、野菜や果物など）が、被害を受けること防ぎ、市民が健康で安心して生活できるように「三木市墓地等の経営の許可に関する条例」を改正します。
条例を変えることについて、皆さんの意見を募集します。

※ 条例の改正とは、三木市のルールを新しく変えることです。

1 改正する条例

「三木市墓地等の経営の許可に関する条例」

2 意見を募集する期間と条例（案）を見ることができる期間

2026年10月1日 から 2026年10月30日 まで

3 意見を出することができる人（会社・団体）

- （1）三木市に住んでいる人
- （2）三木市に会社、店、事務所などがある人
- （3）三木市の会社、店、事務所などで働いている人
- （4）三木市の学校に通っている人
- （5）三木市に税金を払っている人
- （6）自分の生活や仕事などに関係する人・団体

4 条例（案）を見ることができる場所

三木市役所	環境政策課	情報公開コーナー
吉川支所	市民生活課	
三木市立各公民館	三木南交流センター	
三木市ホームページ		

5 いけん だ ほうほう 意見を出す方法

だし方 出し方	出すところ 出すところ
ちよくせつ も 持っていき ばあい 直接 持っていき 場合	み き し やくしよ かんきようせいさくか 三木市役所 環境政策課 しりつこうみんかん みきみなみこうりゆう せ ん た ー の 「しみんこえ はこ」 市立公民館 三木南交流センターの 「市民声の箱」
ゆうびん おく ばあい 郵便で 送る 場合	〒673-0492 み き し う え まるちよう 三木市上の丸町10-30 み き し やくしよ かんきようせいさくか 三木市役所 環境政策課 あて
FAX で おく ばあい FAXで 送る 場合	0794-82-9792
E-mail で おく ばあい E-mailで 送る 場合	publiccomment@city.miki.lg.jp

6 みな いけん あつか 皆さんからもらった意見の扱い

- (1) いけん たい み き し かんが はつびよう
意見に対する三木市の考えを發表します。
- (2) いけん ひと ちよくせつ かいとう へんじ
意見をくれた人へ、直接 回答（返事）はしません。
- (3) いけん も じ みじか ぶんしやう か も じ こ ないよう
意見は1000文字より短い文章で書いてください。1000文字を超えると内容をまとめる
ばあい
場合があります。

【お問い合わせ先】

しみんせいかつぶ かんきようせいさくか せいかつかんきやうがかり
市民生活部 環境政策課 生活環境係

TEL 0794-82-9792 (2384・2378)

FAX 0794-82-9792

E-mail kankyoseisaku@city.miki.lg.jp